令和５年度第９回神石高原町農業委員会総会議事録

開　会	事務局長	ただいまから令和５年度第９回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		（会長挨拶）
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者は[redacted]番[redacted]委員、以上の１名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により在任委員数１４名中出席者は１３名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第３条の規定により会長にお願いします。
議事録署名委員指名	議　長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。[redacted]番[redacted]委員、[redacted]番[redacted]両委員にお願いします。
議案第１号	議　長	それでは議事に入ります。議案第１号「農用地利用集積計画（第８３号）について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
		（担当者説明）
	議　長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	[redacted]農園は誰が立ち上げたんですか？
	[redacted]	[redacted]の[redacted]さんと[redacted]さんです。
	議　長	新規就農ですか？
	[redacted]	新規就農です。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第１号「農用地利用集積計画（第８３号）について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第２号	議　長	続きまして議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。３－１６の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号３－１６について報告します。場所は[redacted]から[redacted]へ[redacted]kmの場所にあります。農地の所有権移転の申請です。１２月１８日に[redacted]農業委員と申請者の[redacted]さん同行のもと現地調査をしました。譲り渡し人は高齢の上、遠隔地なので耕作、管理することが困難となってきたため譲渡することとなりました。譲受人は農業経営の拡大を図りたいため譲り受けすることとなりました。所有権移転されても何ら問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

	議　長	ありがとうございました。３－１７の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号３－１７について報告します。場所は[redacted]の[redacted]mの場所にあります。１２月１８日に、この申請の直接の関係者である[redacted]委員と２人で現地調査しました。申請者である譲り渡し人は後継者がいないことから近隣の農業意欲のある人に譲り渡すことにされたようです。譲り受け人は農業経験もあり意欲的に耕作しており、同居の祖父の指導を仰ぎながら耕作をしていくとのことです。なお、現在は譲り渡し人から借りて祖父が耕作されているということで、その契約が切れるのでこのたびの譲渡関係になったそうです。所有権の移転をされても何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議　長	ありがとうございました。３－１８の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号３－１８について報告します。場所は[redacted]分かれ交差点から[redacted]に約[redacted]mそこから[redacted]に[redacted]mほどの場所にあります。１２月２４日に[redacted]農業委員と申請人の[redacted]さん立会いのもと調査をいたしております。譲受人の[redacted]さんはもとの所有者の[redacted]さんのご親族でいらっしゃいます。[redacted]さんが高齢にともなって家屋敷とも売却したいというご要望だったんですけども、こちらが１４、５年前から空き家になっておりましたが、ご親族で協力して管理をされていて、その中でも中心になっていた[redacted]さんがそれならばということで購入を決められたそうです。家の前の田が１筆２面になっております。[redacted]のほうの田ですけれども何年かやや荒れた状態になっておりましたが、秋ごろに草刈りや立木の処分などをされています。現在復旧できそうなくらいに大分きれいに整地をされております。耕作中の下の田ですがこれは人に借りてもらっていたんですが、これを機に返却してもらって自身で耕作を続けられたいということです。機械もトラクターは当面知り合いから借りられるそうなんですけども、それ以外の機械はもともと使われていたものが十分にあるということです。当日同席されていたお母さんがおられたんですけども、もともと地元のかたなのでこちらのコミュニティーがあって色々と助けてもらえそうな感じです。周辺の農地への影響もなく何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	ありがとうございました。３－１９、２０、２１の案件につきまして、[redacted]推進委員がお休みですので、[redacted]委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の農業委員の[redacted]です。まず３－１９から報告します。１２月１８日に代理人である[redacted]の[redacted]さんと[redacted]推進委員と私とで現地調査をおこないました。場所は[redacted]の田んぼにつきましては[redacted]より[redacted]へ[redacted]mばかり行ったところにあります。また、その下の[redacted]、[redacted]の畑については[redacted]へ[redacted]m、以下の畑田んぼについては

		[redacted]より[redacted]へ[redacted]m行ったところにあります。申請者である譲渡人は遠方ということで耕作が困難なため譲り渡すことにされ、譲り受け人は水田耕作の拡大と果樹園耕作がしたく居住地に近いので耕作することにしたということです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、３－２０について報告します。同じく１８日に[redacted]さんと[redacted]推進委員と私とで現地調査を行いました。場所につきましては[redacted]より[redacted]に向けて[redacted]kmほど行ったところにあります。これは３－２１と同じですべての田んぼへキウイを植えておられます。今まで利用権設定されてキウイを植えてあるんですが、排水が悪いため続けての利用権設定できないというような話しをされたら、返されても管理ができないのですべて譲渡するということで、[redacted]さんも今まで植えていたから引き受けられたそうです。先ほど[redacted]さんと言われておりましたが、[redacted]さんが正しいと思います。申請者の[redacted]さんは遠方、[redacted]さんは高齢ということで引き続きの耕作ができないため、譲受人が以前から耕作していたということでそのまま引き続き耕作していただくことになりました。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	ありがとうございました。３－２２の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号３－２２について報告します。場所は[redacted]集会所から[redacted]に約[redacted]mの場所にあります。１２月２０日に申請人の[redacted]農園代表の[redacted]さんの案内のもとに調査しました。この農地は[redacted]さんのお父さんの[redacted]さんが所有されているものなんですけど、[redacted]農園が今まで個人経営だったのが８月に法人化されてそれにともなって個別貸借契約を結びたいということです。周辺の農地への影響はなく何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	[redacted]番	まず３－１６ついてですが航空写真のほうで土地の所有者が[redacted]さんになっていますが、この[redacted]さんとの関係を教えていただきたいなと思います。それと耕作者が[redacted]さんになっていますが、今まではどなたが耕作をされていたのか分かれば教えて下さい。
	事務局長	まず航空写真が[redacted]さんになっている件ですが、登記簿のほうも申請時に合わせて添付してもらっていますが、登記名義人の住所氏名変更ということで令和５年１１月１日に変更登記のほうをされておりますので、同一人でございます。苗字が変わられております。もう一つの件は何でしたか？
	[redacted]番	現況写真を見ると耕してあったのでどなたかが耕作されているんではないかと思ったんですが。
	[redacted]番	[redacted]さんが耕作されています。

	■番	了解しました。もう一件、３－１９の■■■さんなんですけども、今までもいくつか所有権移転されていると思うんですけども、管理は十分にされていると思うんですが田んぼであるものが田んぼでなかったりとか、そういったところが多々見うけられるような気がしています。今回所有権移転されるものについて来年に向けて耕作をどのようにされるのかというのを伺っておられるんでしょうか。
	■番	直接本人から聞いたわけではないんですが、代理人さんは荒さないようにすべて管理をしますということは言われておりました。どういうふうにされるかということは聞いていません。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」３－１７以外の案件について申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。 次に３－１７の案件につきましては議事参与がありますので、■■委員退席をお願いします。 （■■委員退席） ３－１７の案件について申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。 ■■委員は入室してください。
議案第３号	議　長	続きまして議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。４－３の案件につきまして、■■委員お願いします。
	■番	４－３について報告します。１２月２２日に■■■の■■さんと■■推進委員さんと私とで現地確認をしました。場所については■■より■へ■■km 行ったところにあります。申請にあたった土地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他２種農地です。今回追認案件になりますが現在農業振興地域を除外する手続き中でありますが、すでに造成工事に着手されており周辺農地の影響も少なく、始末書も提出されており問題ないと思われます。現在の墓地が非常に高いところにあり車で行けず、水を持って歩いて行くのが困難となり家の近くということでこちらにされました。また年回りが来年うるう年ということで今年中にしたいという思いもありまして、こういったことになりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	これは墓地埋葬法の許可は取ってあるんですか？

	事務局長	４条の申請と合わせて墓地申請を健康衛生課のほうへされています。農業委員会の許可と合わせて、向こうのほうの許可証も出されるということです。
	議　長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （賛成多数） 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。
議案第４号	議　長	続きまして議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。５－３の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号５－３について報告します。場所は[redacted]から[redacted]へ[redacted]km の場所にあります。申請書は農地の使用貸借による権利の設定です。１２月１８日に[redacted]農業委員と[redacted]の[redacted]さんと現地調査を行いました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他２種農地です。借受け人は貸渡し人である父親から土地を無償で借り、家を建築し宅地として利用する予定です。農地はすでに分筆登記されており周辺農地への影響もなく、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （賛成多数） 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。
議案第５号	議　長	続きまして議案第５号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	[redacted]番	この[redacted]の地域は地籍調査が終わっていないので総会資料に小字の表記が出ていますが、地籍が終わったところは地番だけですよね。
	事務局長	小字がそれぞれついたようになっております。
	[redacted]番	現地確認でシステム上地図に番地しか出ないじゃないですか。ですので、こういった表記というのは厳格な規定で決まっていれば書かないといけないと思うんですが、大字が明確であれば場所の特定というのはできると思うので、皆さんのご意見を含めてこういった表記が必要かどうかご検討いただきたいなと思うんですけどもいかがでしょうか。
	[redacted]番	私はこちらのように非農地承認することは賛成です。地籍調査がまだす

		んでいないというのを理由に延ばして、本来田んぼや畑のところが山林になっているのに固定資産税は田んぼや畑で出しているというのは公平ではないと思います。地籍調査がすんでいる、すんでいないとは別にして農業委員会では淡々と承認していくべきだというふうに考えます。
	事務局長	字表記については、今回の議案を提出するにあたって法務局のほうで要約書をとって確認をして表記しております。
	議　長	地籍はもう終わってるんでしょうか？
	事務局長	今現地を回られており、登記のほうはまだ先になるように聞いております。
	議　長	今神石は草木を回ってるんですか？
	事務局長	草木と一部高光も入られたと伺っております。田頭や福永の裏とか牧の登記が終わって、今年来年で田頭が登記になる予定です。その次に草木が順次登記になっていくと思われますが、範囲がかなり広いのもですから何年かにまたがって登記されるものと思われます。
	議　長	ご覧いただきますように、利用状況調査が令和１年ごろのものが今ようやく出てきているということで本来ならもう少し早くやるべき案件だというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思います。今年調査をしていただいた中でまだ審査してない案件が相当数あってと思いますが、今後できるだけ早く整理をして審議していきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第５号「農地利用状況調査による非農地承認について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （賛成多数） 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。
報告第１号	議　長	続きまして報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」の報告をお願いします。
		（事務局報告）
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	ご覧いただきますように相続されても小さいものはそのまま放置をされているというかたちになるだろうと思います。小さい農地はやむを得ないと思いますが大きいのはできるだけ有効に利用していただくことが重要かなと思います。
報告第２号	議　長	続きまして報告第２号「農地台帳登録申出書について」の報告をお願いします。
		（事務局報告）
	議　長	これはもともと原野だったものですか？
	事務局長	登記の地目が原野になっておりますが利用は畑として利用されております。
	議　長	ここは地籍はすんでるんでしょうか？
	[redacted]	まだ登記がすんでおりません。

	議　長	地籍調査の地目は畑ですか？
	[redacted]	畑になっております。
報告第３号	議　長	続きまして報告第３号「取下願について」の報告をお願いします。
		（事務局報告）
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	[redacted]さんと[redacted]さんとで賃借権が設定してあったんですか？
	事務局長	賃借権といいますか使用貸借の設定をされておりました。
	議　長	利用権設定でなくて３条でされていた？
	事務局長	はい。ただ年月日や許可指令番号が農家台帳のほうに記載がございませんので書類のほうが出てきませんでしたが、設定してある以上取消願いを出してもらわないと所有権移転の申請が出せないということで、今回了承のうえ出されたものでございます。
	議　長	３条は取消願いでよかったかな。３条の賃借権の解除申請というのがなかったかな？
	事務局長	これについては県の農業委員会のほうに確認をしてこの手続きで大丈夫ということは確認しました。
	議　長	地域計画を組んだら、今後こういう３条での賃借権設定をしておいて契約満了にともなって契約を解除するのが増えてくると思います。それが全部取消しでいいのか県に話しを聞いてみましょう。
	議　長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後２時４５分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和６年１月２９日
		[redacted] [redacted]番 [redacted]委員 [redacted]番 [redacted]委員